解禁日時
テレビ・ラジオ・インターネットとも 令和３年５月２１日（金） １７時以降 新聞報道は２２日（土）朝刊以降

資　料　提　供	
令和３年５月１３日	
担　当　課 （担当者）	文化財課 （松本）
電　　話	0857-26-7525

国重要伝統的建造物群保存地区の新規選定について

国の文化審議会（文部科学大臣の諮問機関、会長佐藤信）は、令和３年５月２１日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の選定について文部科学大臣に答申する予定です。

＊　報道の取り扱いは文部科学省の依頼により、令和３年５月２１日（金）１７時以降の解禁でお願いします。文化審議会が終了（答申）後、別途連絡します。

記

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される文化財

名　称　若桜町若桜伝統的建造物群保存地区
約９．５ヘクタール

所在地　鳥取県八頭郡若桜町大字若桜字新町、字上町、字中町、字浦町、字下町、字蓮教寺町下モ、字農人町上分、字農人町下分、字猿岩ノ下タ、字隈田及び字坂川の各一部

概　　要

若桜は１６世紀末から１７世紀初頭にかけて整備された若桜鬼ヶ城（おにがじょう）の城下町を基礎に、交通の要所として江戸時代には宿場町として栄え、近代以降も若桜と姫路を結ぶ交通の要所として幹線道路が整備された。明治１８年には、町の大部分が焼失する大火に見舞われたが、その直後に住民組織により防災対策を盛り込んだ町中心部の復興計画が議決された。これにより、本通り（旧若桜街道）の直線化や、本通りに沿って庇（ひさし）と用水を設けること、敷地背面の道には住居を建てないこと、建物の屋根の茅葺（かやぶき）を禁止すること等が定められ、現在もみられる若桜の町並みが整えられた。

保存地区は、大火後に整備された本通り沿いを主とした範囲とする。本通りに面して大火直後から昭和３０年頃までに建てられた伝統的な町家が建ち、敷地背面には土蔵が建ち並ぶ。また北側には寺院が配置される。本通り両側と南側背面には、八東川から取水した「カワ」と呼ばれる水路が西へ流れ、カワから水を取り込むための「イトバ」と呼ばれる水汲み場や、「ホリ」と呼ばれる貯水槽もみられる。住宅の主屋は主に二階建の切妻造平入（きりつまづくりひらいり）の瓦葺（かわらぶき）又は鉄板葺（てっぱんぶき）とし、正面には「カリヤ」と呼ばれる庇をつける。かつてはカリヤが連続し、積雪時にはアーケードとしての役割を果たしていた。

以上のように、若桜町若桜伝統的建造物群保存地区は、大火を経て復興した山陰地方山間部の商家町として歴史的な風致を良く伝えている。

※　下記のとおり、若桜町教育委員会による説明会を実施します。

日　　時：令和３年５月１９日（水）　午後２時から
場　　所：若桜町公民館　集会室
内　　容：若桜町若桜伝統的建造物群保存地区の概要説明
　　現地説明（概要説明後、保存地区にて実施）
問い合わせ：若桜町教育委員会（電話：0858－82－2213）

○今回、国で答申が行われる重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）の概要

	現在の件数	今回の答申件数	選定後の件数
重要伝統的建造物群保存地区	１２３地区	３地区	１２６地区

○鳥取県の伝統的建造物群保存地区の数（今回選定後）

国選定 重要伝統的建造物群保存地区	県選定 伝統的建造物群保存地区	計
３地区 （倉吉市打吹玉川、大山町所子、若桜町若桜）	１地区 （智頭町板井原）	３地区

【若桜町若桜伝統的建造物群保存地区　位置図】

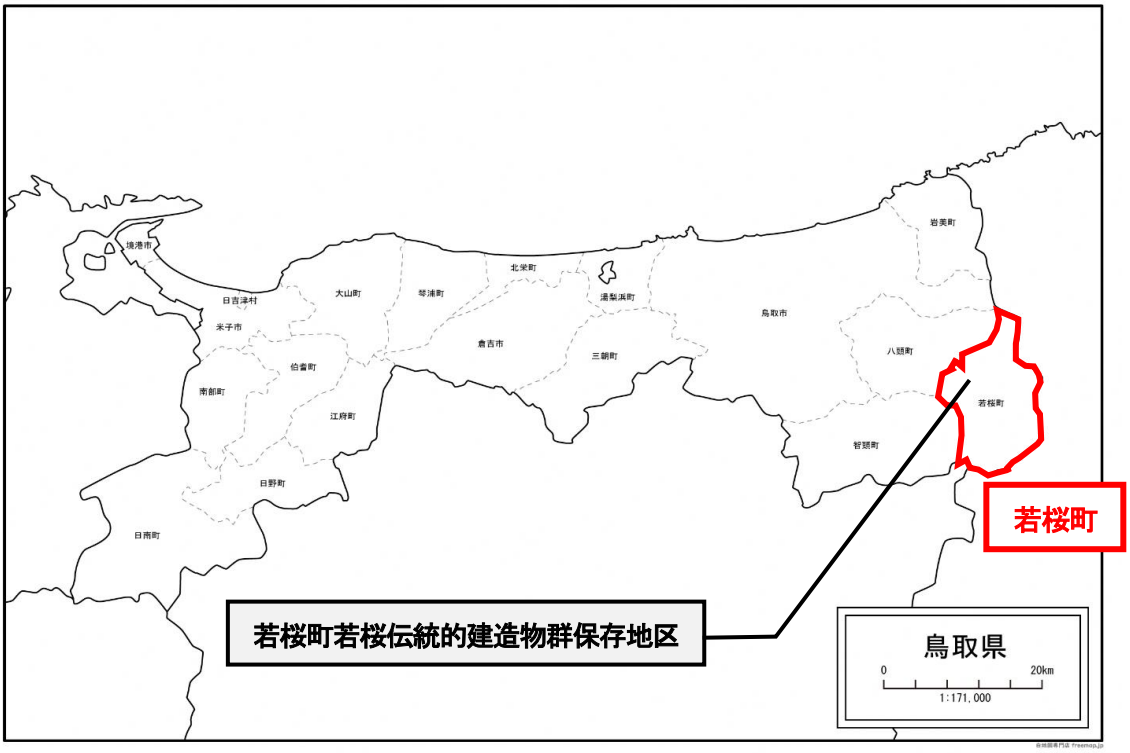

【若桜町若桜伝統的建造物群保存地区　範囲図】

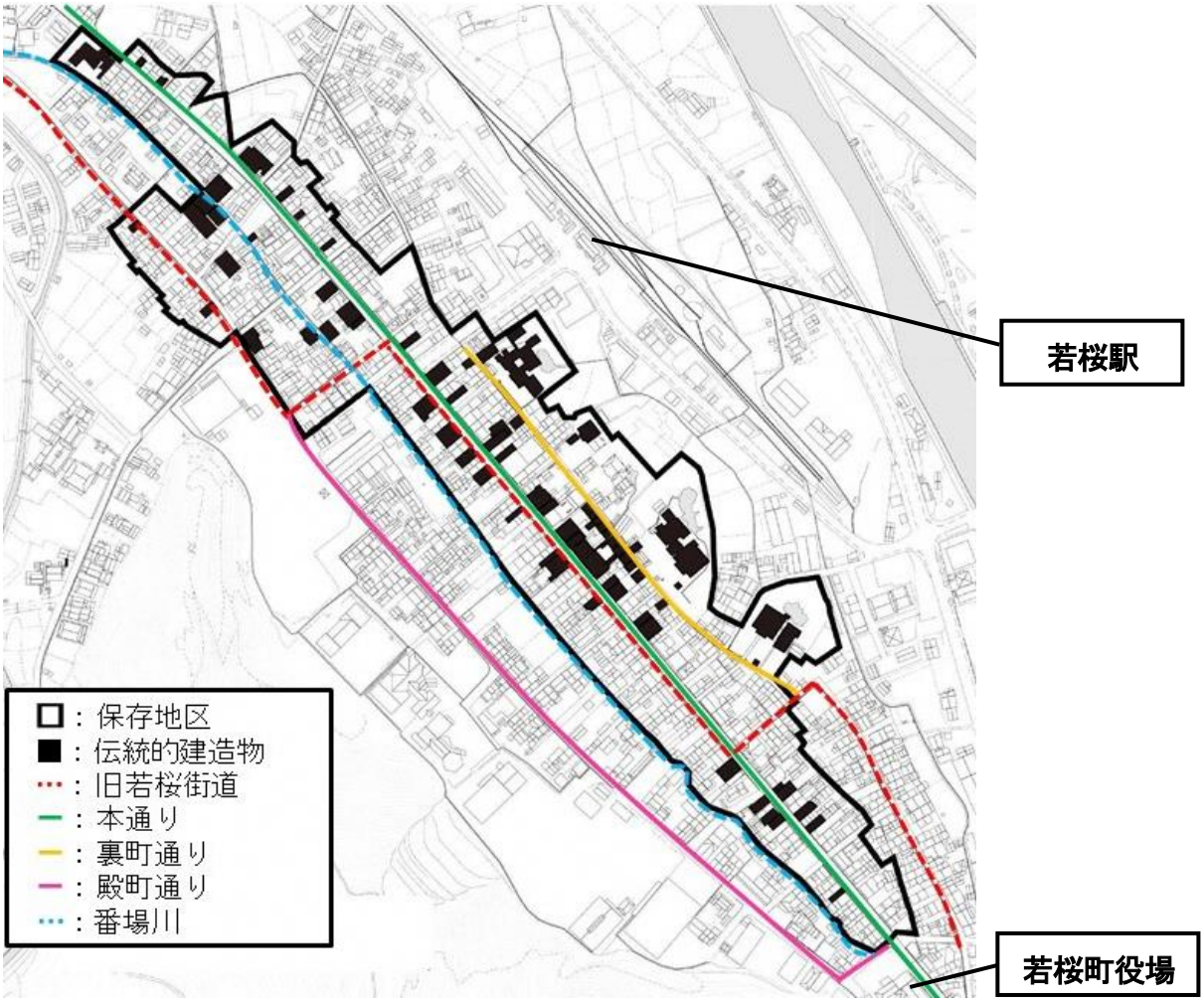

【本通りの町並み（若桜町教育委員会提供）】

【敷地背面に並ぶ土蔵（提供：若桜町教育委員会）】